相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県山梨市上神内川七九七番地、最後の住所山梨県甲府市荒川二丁目八番四号コーポゆりA－三〇六　被相続人　亡　雨宮　徳仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

山梨県甲府市丸の内三丁目三二番一〇号丸統泉ビル中込博法律事務所

相続財産管理人　弁護士　落合　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲斐市篠原二九二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　玉井　高治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

山梨県甲府市丸の内三丁目三二番一〇号丸統泉ビル中込博法律事務所

相続財産管理人　弁護士　落合　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県大月市猿橋町猿橋三七五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平井　鷹於

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

山梨県甲府市上小河原町一一二四番地

相続財産管理人　弁護士　柴山　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区一番町一八番地、最後の住所静岡県浜松市中区高丘北二丁目五四番一四号　被相続人　亡　鈴木　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

東京都豊島区北大塚二丁目二七番三号富士建ＬＫビル六階　すみれ法律事務所

相続財産管理人　大貫　智江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市守山区小幡太田二番、最後の住所名古屋市守山区廿軒家二二番四〇号もりやまの憩三〇七号　被相続人　亡　寺本　紀彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

名古屋市東区葵三丁目二三番三号七階

相続財産管理人　弁護士　太田　重俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡南知多町大字豊浜字高浜谷九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹本　守和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

愛知県岡崎市羽根西新町七番地九オーフロントビル三Ｆ

相続財産管理人　弁護士　榊原　尚之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市白山町七丁目一一番地一二、最後の住所三重県鳥羽市相差町一八六番地　被相続人　亡　上村　茂樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

三重県津市羽所町三四五津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区今福西五丁目七番地、最後の住所京都市右京区嵯峨水尾宮ノ脇町五八　水尾寮　被相続人　亡　泉盛　敬數

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

京都市中京区新町通三条上ル町頭町一一二番地　菊三ビル二階

相続財産管理人　司法書士　山﨑　綾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県仲多度郡多度津町本通一丁目乙三六二番地、最後の住所京都市右京区嵯峨苅分町二四－四　被相続人　亡　佐久間榮三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

京都市中京区二条通河原町西入ル二条スカイビル四階　新谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新谷　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区阿倍野筋五丁目九番地、最後の住所大阪市平野区長吉長原西四丁目二番一六－二〇二号　被相続人　亡　竹元　恒子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人弁護士　入江　教之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市浪速区桜川三丁目八番地、最後の住所大阪府泉南市馬場三丁目一五六六番地　被相続人　亡　岡本　康樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月七日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人弁護士　西村　陽子

第８期決算公告

平成24年5月7日

東京都港区赤坂四丁目２番３号

南麻布三丁目一般社団法人

代表理事　三根　健一

貸借対照表の要旨（平成24年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,028
	固定資産	3,000
	資産合計	5,028
負債及び純資産の部	流動負債	70
	負債合計	70
	基金等	4,958
	基金	12,000
	利益剰余金	△7,041
	（うち当期純損失）	(903)
	純資産合計	4,958
	負債・純資産合計	5,028

(注)　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第37期決算公告

平成24年5月7日

栃木県河内郡上三川町大字東蓼沼275番地

株式会社加藤工務店

代表取締役　加藤　恵康

貸借対照表の要旨

（平成23年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	680,080
	固定資産	198,413
	合計	878,493
負債及び純資産の部	流動負債	263,778
	未払法人税等	104
	株主資本	614,714
	資本金	24,000
	利益剰余金	590,714
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	540,714
	（うち当期純利益）	(3,479)
	合計	878,493

第29期決算公告

平成24年5月7日

群馬県佐波郡玉村町大字宇貫588

株式会社ジェムコ高崎

代表取締役　黒田　克己

貸借対照表の要旨（平成24年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,791,105
	固定資産	3,091,526
	合計	9,882,631
負債及び純資産の部	流動負債	6,508,047
	固定負債	2,711,844
	株主資本	686,568
	資本金	11,000
	利益剰余金	675,568
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	673,068
	（うち当期純利益）	(16,774)
	評価・換算差額等	△23,828
	合計	9,882,631